25 9 24

		9.7 (0.6		9.1)				
		23	24					23	24	
)	(1,824.1)	(1,8234)	(07)	()		(3949)	(4132)	(183)
	.	966.1 532.9	967.8 514.8	1.7 181	****************			2160 1701	219.7 188.5	37 184
-										
		109.1	99.5	9.6				109.7	984	11.3
		135.3	136.7	1.4				604	90.1	29.7
-		11.2	9.9	1.3				5.5	28	27
_		53.5	89.0	35.5				21	21	QO
		61_	<u>56</u>	<u>Q5</u>				1.1	Q1	1.0
		9.8	QO	9.8	((1986)	(2186)	(200)
		Q1	Q1	0.0				29.9	49.7	19.8
((2234)	(2552)	(31.8)				504	51.6	1.2
		39.9	27.5	124				5.2	55	O3
		49.9	521	22				88	9.4	Ω6
		129.0	1700	41.0				865	85.8	Ω7
		4.0	49	Ω9				17.7	166	1.1
		0.6	08	02				593.5	631.8	383
					()		1,4724	1,4724	QO
					ì)	97.6	1138	162
					è)			
					`	•		389	389	QO
								160	25.7	9.7
								83	139	56
								161	9.7	64
								1,454.0		7.2
		2,047.5	20786	31.1				2,047.5	2,0786	31.1

25 3 31

23

3.7m

5 341 40.5m 8.5m

24 24 4 1 25 3 31

23

()

24 9.7

9.7

9.1 0.6

24 24 4 1 25 3 31 () () (

23	24	
8,676	6,274	2,402
20,754	21,485	731
36,738	37,773	1,035
1,893	1,698	195
26,867	25,033	1,834
7,410	7,236	174
1,131	1,128	3
220	234	14
25,434	26,761	1,327
2,354	2,216	138
236	201	35
1,515	1,655	140
1,647	1,501	146
1,246	1,266	20
7,052	8,237	1,185
95,300	64,200	31,100
93,500	60,100	33,400
6,189	7,149	960
О	16	16
О	1,013	1,013
914	1,971	1,057
О	4	4
23	16	7
40	720	760
1,409	1,276	133
2,620	3,069	449
48	48	0
851	709	142
351	316	35
О	0	0
1,584	1,243	2,827
2,405	3,989	1,584
3,989	2,746	1,243

23	24	
27,608	25,281	2,327
67,556	66,552	1,004
65,171	64,356	815
1,948	1, 799	149
346	312	34
35	18	17
56	67	11
39,948	41, <i>2</i> 72	1,324
6,920	7,261	341
1,143	1,161	18
220	234	14
25,420	26,855	1,435
2,661	2,204	457
242	208	34

25 9 24

23 25 3 15

	23	24	
	1,608	967	641
	1,608	967	641
	1,608	967	641
	974	967	7
35	o		
44 3	o		
	634	0	634
	0	0	0
	634	O	634

24 35

24 9.7 0

独立監査人の監査報告書

平成25年6月13日

国立大学法人 広島大学 学 長 浅 原 利 正 殿

新日本有限責任監査法人

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる国立大学法人等 の会計の基準に準拠して、国立大学法人広島大学の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び業務実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認

< 準用通則法が要求する利益の処分に関する書類(案)及び決算報告書に対する意見> 当監査法人は、準用通則法第39条の規定に基づき、国立大学法人広島大学の平成24年

利益の処分に関する書類(条)及び決算報告書に対する学長の責任

会計監査人の責任は、利益の処分に関する書類(案)が法令に適合して作成されているか及び

(2) 決算報告書は、学長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

いる事項のうち第6場事業年度以前の会計に関する部分は、前任会計監査人の監査を受けた財

事業報告書に対する報告 当監査法人は、事業報告書(第7期事業年度以降の各事業年度の会計に関する部分に限る。) かりならパイ化人に高パイの外の状态反ぶ要的状況を関するいでいるよのと認める。

利害関係

平成24年度 監事監查報告書

平成25年6月17日

国立大学法人広島大学 学長 浅 原 利 正 殿

国立大学法人広島大学

監事 西口 千登志(印)

監事 間 田 泰弘(印)

私ども監事は、国立大学法人法第11条第4項及び国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項に基づき、平成24年度(平成24年4月1日から平成25年

1. 監査方法の埋西

- 2. 監査の結果
- (1) 財務諸表 (利益の処分に関する書類(案)を除く) は、法人の財政状態および運営 状況等を適正に表示していると認めます。
- (2) 利益の処分に関する書類(案)は、法令に適合していると認めます。
- (3) 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示していると認めます。
- (4) 決算報告書は、当法人の予算区分に従って決算の状況を正しく示していると認めます。
- (5) 会計監査人である新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (も) 役員の職務執行に関し、不足の行為文本法令もしく古規則に建立する重大な事実は認められません。

以上